

土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事実績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(建設副産物)【変更】【追加】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. C O B R I Sの入力方法

受注者は、C O B R I Sの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(第三者機関による品質証明)

第3条 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(デジタル工事写真の小黒板情報電子化)

第5条 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができます。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第6条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第7条 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第8条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(本工事の特記仕様事項)

第9条 本工事における特記仕様事項は、別紙特記事項のとおりとする。

特記事項

第1章 総 則

第1条 適用

1. この特記事項は、徳島県東部県土整備局（徳島庁舎）が発注する「R 1 徳島 宮島江湖川 徳・川内 河川構造物工事」（以下「本工事という。」）に適用する。
2. 本工事の施工にあたっては、設計書、図面、特記仕様書、による他、一般的事項については下記によるものとする。
 - (1) アルミニウム合金製水門設計・製作指針（案）
 - (2) ダム・堰施設技術基準（案）
 - (3) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
 - (4) その他、関連法規諸基準等
 - ・日本工業規格（J I S）等々

第2条 施工場所

施工場所：徳島県徳島市川内町下別宮西

第3条 一般概要

この陸閘は宮島江湖川の防潮堤開口部に設置される片開きゲートで、高潮対策として開口部締め切りを目的とし、付帯設備として設計条件に示す各種外力、腐食に十分耐え、安全確実に操作でき、その機能を長年にわたり保持し、また堅牢性、水密性を有し、故障もなく、保守点検・修理が容易に出来る構造の物でなければならない。

第4条 その他仕様

開閉操作において、風による抵抗に対しダンパー機能を有すること。

第2章 製作承諾及び提出書類

第5条 製作承諾図書および提出書類

契約締結後、請負人は工事施工前に次の製作承諾図書3部（内1部返却用）を提出し、その承諾を受けた後、製作に取りかかること。

なお、本ゲート製作に当たって、必要の生じた場合には、本ゲートの強度・効率又は動作等を低下させない範囲において、監督員の承諾を得て仕様の一部を変更又は訂正することが出来る。

1. 製作図

- (1) 全体図
- (2) 扉体組立図
- (3) 戸当金物組立図
- (4) その他指示するもの

2. 計算書

- (1) 扉体強度計算書
- (2) 材料及び機器類数量計算書
- (3) その他指示するもの

3. 要領書

- (1) 工場製作要領書
- (2) 現地施工要領書
- (3) その他指示するもの

第6条 完成図書

請負人は、図書として、次のものを2部提出する。

1. 完成図

- (1) 全体図
- (2) 扉体組立図、詳細図
- (3) 水密詳細図
- (4) 戸当金物組立図、詳細図
- (5) 付属部品組立図、部品図
- (6) 扉体強度計算書
- (7) その他指示するもの

2. 試験・検査成績書

3. その他

- (1) 工事記録写真
- (2) その他指示するもの

第3章 製作

第7条 製作一般

- (1) 製作は設計図等により正確に行うものとする。
- (2) 組み立ては適当な治具を使用し、ゆがみやひずみを生じないように行うものとする。
- (3) 現場組立以外の製作・組立は全て工場において行うことを原則とする。
- (4) アルミニウム合金の溶接品質を確保するため、(社)軽金属溶接協会が認定するM級以上の工場にて製作することを原則とする。

第8条 溶接

- (1) 溶接施工全般にわたり、資格のある溶接施工管理技術者により適正に管理しなければならぬ。
- (2) 溶接は、有資格者により丁寧に施工しなければならない。

第9条 表面処理

- (1) 扉体は下記の塗装を施すものとする。

工程	塗料名	塗回数	塗膜厚
下地処理	油脂類は、溶剤脱脂で充分行う。 埃、ゴミ、その他の異物はケレン、エアーブロー等で十分に除去する。		
下塗	エポキシ樹脂系下塗塗料	1	60μ以上
中塗	ポリウレタン樹脂系中塗塗料	1	30μ以上
上塗	ポリウレタン樹脂系上塗塗料	1	25μ以上

計 115μ以上

- (2) 戸当金物の露出部は酸洗いとし、その他埋込部は無処理とする。

第10条 使用材料

本ゲートに使用する材料はJIS規格に適合するものとし、衝撃、摩耗等に対して十分な強度を有する材料を選定のこと。

また、外部取付ボルト、ナットなどはステンレス製を使用し、塩害による腐食に対しても十分耐えうる材料を仕様のこと。

第4章 輸送、据付、工場検査

第11条 荷造・発送及び輸送

- (1) 工場検査を完了して機能良好なことを確認した後、輸送のこと。工場から据付現場までの輸送は全て請負人の負担とする。
- (2) 製品及び機械の運搬は原則としてトラック輸送とする。
- (3) 輸送順序は工程表に従って順次搬入し、工事現場付近指定置き場に整理し、最小限に集積して据付工事に支障のないようにすること。
- (4) 荷作りは厳重に行い、輸送中破損ひずみ等をおこさないよう充分注意すること。

第12条 現地据付工事

- (1) 現地における据付工事は、製作者が経験豊富な工事責任者及び熟練技術者を派遣し監督員と連絡を密にし、関連法規を守り、災害その他の事故を起こさないように施工すること。
- (2) 据付に先立って垂直、水平基準線は監督員より請負人へ指示するのでその基準線に基づいて請負人は製品据付位置の芯だしを正確に行い、狂いの無いよう確実に据付けること。

第13条 基礎及び土木工事

基礎及び土木工事の箱抜き・二次コンクリートは、全て工事範囲外とする。

第14条 試験及び検査

- (1) 試験及び検査は、「アルミニウム合金製水門設計・製作指針（案）」による。
- (2) 試験及び検査を終了したときは、その結果成績表を提出する。